

平成 19 年度 第 31 回久留米市民意識調査・自由意見 Q&A 集

この Q & A 集について

市民意識調査に回答のあった 2,248 人から寄せられた 638 件の自由意見のなかから、よくあるご意見、ご質問などを抜粋して Q&A にしました。

638 件の自由意見の取り扱いについて

非常に多くの自由意見が寄せられましたが、ある程度のカテゴリーに分類し、今後の行政の取り組みの参考とするように、担当課に送付いたしました。

自由意見への回答について

このアンケート調査は無記名で、回答者が特定できませんので、寄せられた自由意見について、個別に回答はしていません。

自由意見への市の対応について

基本的な取り組みとしましては、これらの自由意見は各担当課でよく回覧し、今後の取り組みの参考といたします。

久留米市だけで対応できないものにつきましては、必要に応じて関係機関等へ呼び掛け、依頼等を行うこととしています。

平成 19 年度市民意識調査 自由意見 Q & A

【市政全般】

合併後の行政サービスの地域差

Q . 合併後、2 年以上経過しているのに新しい久留米市としての統一感がありません。一つの市なのに、旧 1 市 4 町で制度の違いが残ったままです。いろいろな理由があるとは思いますが、同じ市民でありながら、行政サービスや住民負担に差異がありつづけるのは、不公平です。

A 1 市 4 町の合併においては、1,442 項目に及ぶ様々な行政サービスや事務事業の統一化に向けた調整を行いました。

その際、市民の皆様の生活に密着した色々な制度が急激に変わらないよう「一定の期間は、合併前の各地域の制度を継続する」方向で整理した結果、現在も統一的な運用がなされていないものが一部残っております。

その殆どは、一部事務組合（複数の自治体が事務を共同処理するもの）や各種団体との関係から久留米市の判断だけでは統一ができないもの（ごみ処理・消防など）又は旧市町間の違いが大きいなどの理由により段階的に統一を図るとされたもの（国民健康保険料・保育料など）となっております。

しかし、合併後 3 年が経過しようとしている中、市としての一体性及び市民サービスや負担の公平性の観点からも、そのあるべき方向性を整理し、順次可能な部分から統一化を進めていきます。

【企画財政部地域政策課】

市民の意見を生かすしくみづくり

Q . 年代別の意見をよくきき、住んでよかったと思える久留米市であってほしい。

A 久留米市では、市民の皆さんの意見や要望をお聞きし、市政に反映させる取り組みとして、「市民意識調査」「動く市民教室」「市民の声のデータベース化と公開」「インターネットモニター」などの取り組みを行っています。

特に「市民の声のデータベース化と公開」では、お寄せいただいた市民の皆さんからの意見や要望などをデータベース化し、FAQ（よくある質問）として整理したり、回答などと一緒に、市のホームページで公開しています。また、「インターネットモニター」は総務省、(財)地方自治情報センターの助成を受け、今年度より実証実験として取り組みを始めました。

これらの事業の中で、市民の皆さんの声を、年齢、性別などの項目で科学的、統計的に整理した

り、分析し、より市政に反映するように努めています。

【企画財政部広報広聴課】

市民の意識の向上への取り組み

Q . 市民の意識の向上(地域生活の重要性)に積極的にとりくんで、底辺層を拡大し、意見や要望を広く吸い上げるよう努力して欲しい。

A 久留米市では、多様化する市民意識の把握と市政への反映の強化のため、広聴事業の見直しをすすめています。市民意識調査、動く市民教室、市政モニター、出前講座などこれまで取り組んできた事業の根本的な見直しをすすめ、市政への関心と理解を深めていただき、できるだけ多くの市民の皆さんの意識や意向を市政に反映するように努めています。

今後も、これらの取り組みにより、市民の皆さんと行政の「相互理解」「相互信頼」を築き、ともに協力して「協働のまちづくり」に取り組んでまいりたいと考えています。

【企画財政部広報広聴課】

「広報くるめ」の見直し

Q . 「広報くるめ」は月に 1 回の発行でよいと思う。自治会で配るのも大変だし、記事をくわしく読まないままゴミにして無駄が多い。月に 1 回のほうがありがたいがあると思う。記事がマンネリ化しない。

「広報くるめ」などあまり見ている人はいない。作るだけもったいない。

A 「広報くるめ」は、久留米市広報発行規定に基づき、月 2 回発行しています。平成 17 年 2 月の広域合併にむけての協議の中でも、月 2 回発行と決定され、それ以降も月 2 回の発行としています。来年度には中核市となることを視野に入れ、この市民意識調査では「広報」を調査テーマに選び、今後の方向性を検討いたしました。その結果、現状の発行において、閲読率が 9 割近いこと、現状の「広報くるめ」に対する評価・印象も高いことなどから、このままの発行スタイルを継続するものとして考えています。

また、今回の意識調査の結果を踏まえ、掲載記事につきましても企画や特集などを工夫し、市民の皆さんに「読みたい」と思っていただけの紙面づくりに取り組んでまいりたいと考えています。

【企画財政部広報広聴課】

ご意見箱の設置

Q . 目安箱のようなものをいたるところに設置してほしい。市民の意見がすぐに反映できるようにしてほしい。

意見BOX(例)を作って、もっとみんなの声を聞いてください。

A ご意見箱は、現在市庁舎1階(窓口対応についてのご意見箱)と北野総合支所に設置していますが、これを一本化し、平成20年度より全ての総合支所、市民センターに設置するように準備しています。

特に、インターネットモニター制度の導入により、パソコンや携帯電話で気軽に市政参加ができるようになった反面、そうした機器を使えない方のためにも、ご意見箱の設置は必要だと考えています。市民の皆さんの積極的なご意見などをぜひお寄せください。

【企画財政部広報広聴課】

意識調査結果の活用状況の開示

Q . 今回このような機会(市民意識調査)で、自分の“まち”を見直すことができよかったです。ありがとうございました。

この調査がどのような場面で活用されたのかを具体的に開示してほしい。

A 久留米市民意識調査は今年で31回目となり、これまで市政に関する課題などについて、市民意識やご意見などを伺い、市政への反映に努めてまいりました。特に、平成17年度からは単に調査するだけでなく、調査結果を市民の皆さんと共有することなども取り組みの一つとして力を入れてきています。例えば、平成17年度、18年度は市民向けの調査報告会の開催、平成19年度からは調査結果の速報版を調査協力者に発送し、共通に理解がもてるように努めています。

調査票の中でも、前年の調査結果をどのように活用したか、今年度の調査結果をどのように反映させていくのか、ということに記載し、市民の皆さんとしても「協力のしがいのある」調査と感じていただける工夫をしています。市のホームページでも調査の経過や結果などが閲覧できるようにしていますので、一度ご覧ください。

また平成18年度の取り組みからは、市民意識調査を通じて市の取り組みなどをお伝えし、市民の皆さんにご理解いただけるように工夫しています。

これからもご協力を賜りますよう、よろしくお願いたします。

【企画財政部広報広聴課】

個人情報の開示

Q . 市の方も個人情報、個人情報のプライバシーとあまりにもそれが前提になりどうしても自治会の役員として必要な時、困ることが多いものです。ある民生委員の方がおっしゃっていました。子供が事故にあった時のことを考えて、学校にどこに何年生の子供がいるくらいは教えて欲しい、といったとき、それは個人情報で教えられないとのこと。果たしてそれでいいのですか?もし何かあったらどうしますか?もっと考えて欲しい。(せめて氏名、住所くらいはわからないと対応のしようがないです。是非回答をお願いします)

A 久留米市では個人情報を保護することで、個人の権利利益の侵害を防止することにより市と市民との信頼関係を確保し、個人の基本的な人権を擁護しています。

久留米市が収集した個人情報につきましては、あらゆる市の業務に利用できるものではなく、収集の目的である業務の範囲内で利用できるものとなっておりますし、原則として収集の目的を超えて、個人情報を市の機関以外の方へ提供することはできないと定められています。例外的に個人情報を収集の目的を超えて、市の機関以外に提供することができるのは、事前に本人の同意がある場合、法令又は条例に定めがある場合、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないとき等であり、久留米市個人情報保護条例(以下「条例」という。)に基づいて個別に判断をしております。従いまして、条例の規定で定める例外的に提供できるケースに該当しない場合につきましては、原則のとおり個人情報の提供はできないと考えられます。

【総務部総務課】

【防犯・防災】

通学路や公園などの安全対策

Q . 通学路や公園など子供たちが通ったり、遊んだりする場所で危険だったり、不審者が出没することがあります。それについて地域の方とは相談できても市へどのような要請をしたらよいのか、どんな対策をとってくれるのか意見は通るのか、よくわかりません。子供たちが安全に学校生活、家での生活を送れるように市のほうでも色々対策を考えて欲しいと思います。地域の声がすぐに反映されるよう願っています。

A 防犯対策は、市、市民及び事業者のそれぞれが連携を図りながら取り組むべき課題であると考えており、その基本となる防犯まちづくり条例を、



平成 20 年 3 月に制定する予定です。この条例に基づき、総合的な防犯対策を推進していきます。

現在、生活安全推進室では、自主防犯ボランティア活動を支援するために、地域で防犯活動に取り組まれている団体に対して、防犯パトロール車（青色回転灯装備・白黒ツートン塗装）を無償で貸し出す事業や譲渡する事業を行うほか、ホームページによる市民への防犯情報の提供や防犯出前講座などを行っています。

このほか、防犯に関する各種相談がありましたら、防犯・暴追テレホンを設置していますので、ご利用ください。（0942-30-9055：土・日・祝日を除く9時～17時）

【総務部生活安全推進室】

A 青少年育成課では、専任少年指導員・特別少年補導員による、バイクまたは青色パトカーでの地域巡回活動を街頭補導活動の一環として実施しております。

不審者については、それに関する情報が随時、学校又は学校教育課から当課へ、電話又はメールで送られてきます。その情報をもとに、専任少年指導員と特別少年補導員が、不審者出没地付近を、青色パトカーを導入して重点的にパトロールする等の対応をとっております。

不審者に遭遇したり、それに関する情報が入ってきたりした場合は、学校と警察に連絡をお願いします。その後、学校から学校教育課等に情報が来ますので、当課で上記の対応をいたします。

【教育部青少年育成課】

暴力追放のための取り組み

Q 久留米市に住むようになって 30 年の年月が過ぎました。私はとてもいい場所だと感じております。筑後川や耳納山等がありとても生活するのに最もいい所だと痛感しております。でも 1 つだけ悲しい事があります。暴力団の事件がテレビ等で流れると小さい子供たちや年取った人達の心配があります。一度には解決しないでしょうけれどもみんなで協力し合っていきたいと願っています。

暴力団を許さない街づくりを今後も進めてほしい。市民も協力したい。

A 本市は、これまで長年にわたり、年 2 回の暴力追放市民総決起大会を開催するなど市民の暴力追放運動を推進してきました。また平成 18 年 5 月に抗争事件が始まってからは、暴力追放推進基金を設置して、地域住民による暴力団事務所撤去訴訟を支援することとしたほか、全市での署名・募金活動など様々な暴力追放施策に取り組んでいます。

警察の取り締まりも重要ですが、暴力団に金を出す人や利用する人が存在する以上、暴力団は存

在し続けます。暴力団の壊滅のためには、市民一人ひとりが、暴力団を「恐れぬ・利用しない・金を出さない」の暴力追放三原則を実践し、暴力団を許さないまちづくりに取り組むことが重要であり、皆さまのご協力をお願いします。

【総務部生活安全推進室】

火災時の情報配信

Q 火災が発生したらく～みんテレビで只今の火災はどこか放送してもらいたい。市民の人がよくわかるんじゃないでしょうか？

A 久留米市消防本部では、平成 19 年 4 月から、久留米市その他、小郡市、うきは市、大刀洗町及び大木町の 119 番通報を受信しており、当該区域で火災が発生した場合、その場所や状況等を市民の方々へリアルタイムで知らせるため、

電子メールによる火災情報の配信

（事前に登録が必要）

電話による災害情報の自動音声案内

（0180-999-789）

久留米市並びに久留米市消防本部ホームページへの火災情報の掲載

を行っています。

また、各報道関係機関等（ケーブルテレビ含む）に対しては、火災速報等の情報提供を行っており、ドリームスエフエムにおいては、火災情報を可能な限りリアルタイムで放送しています。ケーブルテレビ（く～みんテレビ）においては、「く～みんワイド」（17:30、19:30、21:30）の中で、その日に発生した災害情報が放送されていますが、リアルタイムでの放送というところまでは至っていないのが現状です。

消防本部として、火災情報等を市民の方々へ迅速かつ的確に知らせることは、非常に重要なものであると認識しており、今後とも、火災情報等の効果的な周知方法について、関係機関と連携しながら検討を行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

【消防本部情報指令課】

【職員の対応・手続き】

市職員の対応について

Q 市役所へ行くと、丁寧に教えてくれる職員もいれば、とっても不親切な職員もいて、不愉快になったことがある。ちゃんと教育してほしい。もっと市民の話に耳を傾けてほしい。

窓口の対応で高齢者は云われている事の理解が遅いのでゆっくりと親切に対応してほしい。

久留米市役所は市民よりの対応に向けて意識高く動いている面を感じられます。反面、公共施設、市民センターの方々は、お役所仕事の感覚が残っていて、人任せ(自治会などへ)の動きを感じる時があります。これからはすぐ行動を起こせる方を望みます。受けた仕事をたらいまわしにするのではなく、最後まで動いてほしいものです。

A 久留米市では、市民の皆さんに気持ちよく市役所をご利用いただけるよう、平成 16 年度から市職員による「マナーアップ運動」を実施しています。この運動の主な取り組みは、窓口や電話で職員が守るべきマナーを定めた「マナーアップマニュアル」の実践 市民の皆さんから職員のマナーに関するご意見をいただく「ご意見箱」の設置 市庁舎 1 階で申請書の記入方法等をご案内する「窓口アドバイザー」の設置 の3つです。

マナーアップ運動を始めて4年目となりますが、職員のマナーに関するご意見・ご要望はまだまだ少なくありません。ご指摘のとおり、職員の接遇マナーにバラつきがあることや、高齢者の皆さんにも分かりやすい窓口・電話対応などは、大きな課題であると認識しています。

今年度は、職員の接遇マナーの現状を把握するため、窓口や電話対応の実態調査を行いました。この調査結果や皆さんからいただいたご意見・ご要望をふまえながら、引き続き市職員のマナー向上に努め、「市民の皆さんの信頼にこたえるところができる職員」を目指してまいります。

【総務部能力開発室】

相談先がわからないとき

Q . わからないとき、どこの課に相談したらよいか、連絡先等おしえてください。

A 分からないときにどこに問い合わせたらよいかということですが、まずは、市の代表番号(0942-30-9000)におかけください。おかけいただくときは、できるだけ具体的にお問い合わせくださいますと、その分だけすばやく電話の取次ぎができます。ただし、県や国の施設、事業、民間の企業活動に関することなどはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

なお、市の関連の相談先としましては、主に次のようなものがあります。

個人的な相談や市政相談・市民相談課
(0942-30-9017)

消費や契約に関すること・消費生活センター
(0942-30-7700)

【総務部財産管理課】

地域の情報入手方法

Q . 久留米市内に引っ越したあと、「広報くるめ」などの情報や会合などわからないので、何か手続きをするのですか？

A 「広報くるめ」をはじめ、久留米市が発行する行政情報は、各地域の自治会の役員さんを通じてみなさんにお届けしています。

また、地域の会合や行事の案内など、地域の情報も、自治会の役員さんを通じてみなさんに届けられています。

自治会(町内会や区など、地域によって呼び名は異なります。)は、自分たちの地域生活をよりよくしていくために自主的につくられた組織です。それぞれの自治会には、その下部組織として5~20世帯程度の集まりである隣組組織(班や組などともいいます。)があり、それぞれの隣組組織には、みなさんのお世話をされる役員さん(自治委員や隣組長、班長などといいます。)がいらっしやいます。

新しいまちでのコミュニケーションの第一歩に、ご近所の役員さんをお訪ねください。

そして、ぜひ、自治会に加入されて、住みよいまちづくりにご協力いただきますよう、お願いいたします。

自治会についてのお問い合わせは、市役所の市民活動振興室(TEL 0942-30-9014 FAX 0942-30-9711)へお願いします。

【市民部市民活動振興室】

ガス料金の支払い

Q . 市民センターでもガス部の支払いができるようにしてほしい。転入時、それでなくても道に不案内な状況で探すのが大変です。

A 現在市民センターでのお支払はできません。

久留米市水道ガス料金は、納入期限までに市内の銀行等やコンビニエンスストアでお支払ください。

しかし、納期限を過ぎますとお支払できませんので、水道ガス部・久留米市役所 11 階下水道部・三瀬総合支所・城島総合支所の各窓口へ持参していただくこととなります。

口座振替をご利用いただくと便利です。振替日は検針日の翌月 15 日が口座振替日となります。

なお、水道ガス部の時間外窓口では、平日は 17:00~21:00 まで、土・日・祝日は 8:30~21:00 までお支払いできますのでご利用ください。

【水道ガス部料金課】



【福祉】

医療費補助・心の病気を持った人の支援

Q. 若くて病気を持った糖尿病や脳血管疾患などの病気を持った人は働けない人も多い。病院代は年間相当かかるけど、何もないので支援してほしい。心の病気を持った人への支援もしてほしい。久留米市の自殺者はとても多いので対策を考えてほしい。

A 糖尿病や脳血管疾患などへの支援制度はありませんが、病気などで多額の医療費を支払ったときは、高額療養費として、払い戻しを受けることができます。

また、税金について医療費控除が受けられます。

なお、心身に重度の障害がある方は、申請により、医療費の自己負担相当額の一部の助成を受けることができますので、詳しくは健康医療課までお尋ねください。

久留米市では、平成 14 年度に策定した「健康くるめ 21」計画に基づき、こころの健康づくりなどに取り組んでまいりました。

一方、平成 18 年 6 月には「自殺対策基本法」が施行され、地方公共団体の責務も定められました。これを受け、平成 18 年度の「健康くるめ 21」計画の中間評価において、特に重点的に取り組む項目として新たに『こころの健康づくり』を追加し、自殺予防のための対策に取り組むとしております。

そこで本市では、自殺が個人的な問題のみではなく社会的な要因があることなどを踏まえ、庁内の関係部局間をもとより、医療機関や学校などとも密接な連携を取り、より効果ある取り組みなどについて検討しているところです。

【健康福祉部健康医療課】

高齢者をかかえている家庭の支援

Q. 小さい子どもの支援ばかりでなく、高齢者をかかえている家庭、家族への支援にもっと力を注いでいただけたらと思います。行政も、職場でもまだまだ子育て支援ばかりが目立ちます。切実な思いです!宜しくお願いします。

A 長寿介護課では、高齢者福祉サービスとして様々なサービスを行っています。その中で、高齢者をかかえている家庭・家族への支援として次のようなサービスがあります。

「介護用品支給事業」

要介護 4 以上の認定をお持ちで常時オムツを必要としている在宅の方に対して、紙オムツ券を支給することによって介護者の負担軽減を図っています。

「家族介護慰労金」

要介護 4 以上の認定をお持ちの方を在宅で 1 年間介護した方に対して、家族介護慰労金を支給しています。(介護保険サービス利用が支給対象期間中自己負担 2 万円以下の方に限ります)

「一般高齢者配食サービス」

要介護 1 以上の認定者で、炊事や買い物が困難になった一人暮らしまたは高齢者のみの世帯などの方に配食するサービス(有料)を行っています。

「生活支援ショートステイ」

高齢者が日常生活を送るうえで、同居の家族の冠婚葬祭や入院などで、一人で留守番をするには不安があるような場合、短期間の施設入所サービスを提供します。(有料)

「ものわすれ相談」

認知症の不安を抱く高齢者本人又は家族の為に、認知症の専門家が相談を受けます。(予約制)

その他地域包括支援センターにおいては、地域の高齢者等の相談事業を行っています。なお、ご不明な点がございましたら、長寿介護課までご遠慮なくお尋ねください。

【健康福祉部長寿介護課】

【子育て・教育】

乳幼児医療について

Q. 子育て事業は他県他市より充実していると思うので、今後も久留米市の最大のウリとしてすすめてほしい。医療費控除を 3 歳以上も対応してほしい(小学生になるまで)。くるるんや子育て支援センターの方は、よくやってくれていると思います。

熊本から引っ越してきました。以前住んでいたところは乳幼児医療が 6 歳まで無料でした。久留米市は 3 歳までだったので、6 歳まで無料にしてほしいです。

A 久留米市では、子育て支援の充実を図るため、乳幼児医療費として、入院外のうち、自己負担相当額について、3 歳に達する日の属する月の末日まで助成していましたが、平成 20 年 1 月より順次就学前まで助成を拡大します。

具体的には、年次的に対象年齢を拡大するため、平成 20 年 1 月 1 日からは平成 16 年 4 月 2 日以降生まれの人、平成 21 年 4 月 1 日からは、平成 15 年 4 月 2 日以降生まれの人を対象に拡大していきます。

その結果、平成 21 年 4 月 1 日からは、入院、入院外共に就学前まで対象となります。

ただし、初診料・往診料の一部自己負担金の無料化は、現行どおり、3 歳に達する日の属する月

の末日までです。

【健康福祉部健康医療課】

保育料について

Q . 家計のために主婦が子供を保育園に預けて仕事をしていても保育料が収入の半分をとってしまうなら意味がない。久留米は保育料等高いと思います。

A 保育所の運営にかかる費用は、保護者のみなさま・国・県および市の4者で負担することとなっております。このうち、保護者のみなさまに負担していただく保育料は、児童の保護者等の前年分所得税額および前年度市民税額により、国の定めた基準により決定されます。

国の基準では、保護者負担の最高額は80,000円（平成19年度）となっておりますが、久留米市では、保護者負担の総額のうち、約30%（平成19年度～20年度）を市が上乗せで負担することにより、保護者のみなさまに実際お支払いいただく保育料を低く設定しております。

今後も、保護者のみなさまが安心して保育園にお預けいただけるよう努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【子育て支援部児童保育課】

学校給食費の未納者について

Q . 久留米市も給食費を払わない方がいるのでしょうか？まじめな人達が馬鹿を見ないように、しっかりした対応を期待します。

A 学校給食にかかる経費の区分については、学校給食法により学校給食の実施に必要な施設・整備に要する経費や学校給食の運営にかかる経費は市の負担となり、これ以外の食材費は学校給食費として保護者の負担とされています。このように学校給食にかかる費用については、公費と保護者の負担が明確にされており、児童生徒全員に給食を提供するためには、それぞれが役割を果たすことが必要です。

学校給食費が未納の保護者の方にも、学校給食の意義と給食費の必要についてきちんとご理解いただき、お支払いいただく必要がありますので、学校から督促文書の発送や電話、家庭訪問など未納対策を行っております。

今後、教育委員会としましても保護者負担の公平性を保つために、より効果的な督促方法などについて検討をしていきたいと考えております。

【教育部学校保健課】

中学校の全校給食化

Q . 中学校の全校の給食化をしてほしい。

A ご存知のとおり、中学校給食については、全市立中学校17校中12校で未実施の状況にあります。

このようなことから、市では、未実施の中学校給食について検討を行った結果、新たな学校給食センターを整備し、平成22年9月から全中学校で給食を実施することを決定いたしました。

現在、この給食センターの整備に向け、準備を進めておりますが、具体的な整備及び給食の内容などにつきましては、市民の皆さまにお知らせすることを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

【教育部学校保健課】

【環境美化・まちづくり】

環境美化の促進

Q . 環境の美化は青少年の育成、犯罪の防止に多大の影響があると思っています。近隣の道路の側溝やクレークの中、はたまた藪の中には粗大ゴミや生ゴミ等が山ほど捨てられている状況です。また、犬の糞や汚物の片付けをしない人が後をたちません。久留米市が他市に見習いポイ捨て条例を作って厳正に対処してもらいたいと思っています。

監視員を巡回して不心得者の摘発に努力されるよう切に望みます。

A 本市では、清潔で美しいまちづくりの促進を図るため、「久留米市環境美化促進条例」を制定しています。（平成5年6月制定・平成19年3月改正）

この条例では、「ごみを捨てない人づくり」をめざし、喫煙者や動物の飼い主などのマナーアップについて規定するとともに、「ごみを捨てさせない環境づくり」を進めるため、空き地などの適正な管理について規定しています。

なお、ポイ捨てや不法投棄に対しては、罰則規定（3万円以下の罰金）を設けていますが、これを適用するのは、相当に悪質な事例に対する最終手段であり、本来、美しいまちづくりは、市民一人ひとりのモラルの向上によって実現していくものであると考えています。

そこで、本市では広報や環境美化啓発キャンペーンなどの実施により、市民等に環境美化を呼びかけるなど、意識啓発に重点をおき、環境美化の促進を図っています。

【環境部環境政策推進課】

まちの景観を考えたまちづくり

Q . まちの景観を考えたまちづくりをもっと進めてほしいと思います（条例化も含めて）

A 本市は、平成20年の中核市移行に伴い景観行

政団体になることをうけ、平成 22 年度までに久留米市景観計画及び景観条例の策定を目指しております。

【都市建設部都市計画課】

中心市街地活性化について

Q. 30 万都市になったのに、西鉄久留米付近、一番街はシャッターの閉まった店舗が増え、活気がなくなっている様に思います。西鉄久留米周辺は久留米の顔なのでもっと活気づくような方法を考えていただきたい！（駐車場の充実・・・etc）

久留米市が、その中心街の 1 番街などが特に顕著ですが不活性化が年々ひどく、さみしい気持ちになっています。IT を活用することも 1 つの方法ですし、市が住民、そして企業など民間の方と協力、連携して、魅力ある、活気ある街・久留米、そして、チビたちからお年寄りまで、笑顔にあふれ、仲良く共生できる街・久留米を少しでも目指していただきたいし、みんなでそのようにしていかなければと考えております。

A 中心市街地の活性化は、全国地方都市共通の課題であり、久留米市でも、様々な活性化事業に取り組んできましたが、空き店舗率の上昇、歩行者通行量の減少などその衰退に歯止めが掛かっていないのが現状で、今まさに久留米市の顔、中心市街地の再生に向けて、行政、市民、企業、NPO など総力を挙げた取り組みが求められています。

このため、現在、中心市街地活性化のための官民のハード・ソフト事業を網羅した「新久留米市中心市街地活性化基本計画」の策定を進めています。この計画では、『人に優しいスロライフが輝く街』を基本コンセプトとして、「市民活動が活発に行われる街づくり」、「高齢者や子育て世代が安心して住みやすい街づくり」を進めることにしています。

市民広場「六角堂広場」など街を舞台とした、商業者や市民、NPO などが連携した街の賑わいづくり、空き店舗の解消、また商業、金融・保険、医療、福祉などの都市集積によって多様なサービスが受けられる便利な街づくり、さらに、高齢者や子育て世代などが快適な都市生活を送るための居住環境整備に取り組んでいきます。

【商工労働部中心市街地活性化推進室】

【モラル・マナー】

ペットの放し飼い・不燃物焼却

Q. 近所の方の猫の放し飼い（5～6 匹）、布団やペットボトル等の不燃物を燃やし異臭が・・・他の方も言いたくてもいえない状況です。何度か市

に問い合わせましたが、訪問する際「ご近所からのクレーム・・・」みたいな言い方をされると言われたのでそれなら行かないで下さいと断りました。もっと市民が安全、豊かに暮らせるように、他の言いまわしで臨機応変にできないものですか？是非、小さな声にも耳を傾けていただきますようよろしくお願い致します。

・ペットの放し飼いについて

A 飼い猫の放し飼いによる、ご近所へのフン、尿等の被害のご相談については、「広報くるめ」等で部屋飼いの推奨や、放し飼いを指摘された飼い主へ直接面談し、啓発などを行ってきております。

現在、猫の放し飼いを規制する法令がなく、ご相談の対象の飼い主へは「近隣の方への配慮での猫の部屋飼い」のお願いなどで対応しています。

今後とも、飼い猫であっても、外へ放すとフン、尿が近所への迷惑になること、また、家での猫専用のトイレの設置や部屋飼いの方法等の指導など、啓発に努めてまいります。

【環境部環境保全室】

・不燃物の焼却について

A 布団やペットボトルは、焼却を行った場合、有害物質や黒煙、悪臭といったものを発生させる恐れがあり、法律や条例においてもこのようなものの焼却は禁止されています。

市では、これらのものについては、焼却を行わず、資源ごみや粗大ごみとして出すよう「広報くるめ」などで啓発を行っており、また、近所で焼却が行われているとの連絡をいただいた場合には、現地調査のうえ、原因者に指導を行っています。

しかし、指導により、苦情主が特定されると困るという相談者もおられるため、このような場合は、市が作成した、ごみの焼却についての文書を地域で回覧してもらうことにより啓発を行った事例もあります。よろしければ、環境保全室（0942-30-9043）まで一度ご相談ください。

【環境部環境保全室】

飼い犬のフンの処理について

Q. 我が家の前は幅 1 m くらいの細い道です。犬の散歩にはちょうど良らしく毎日犬のフンが放置されています。一ヶ所だけでなく何箇所も大小のフンが放置されている。夜は街灯もなく真っ暗なため家族が帰宅時踏んでしまったり、来客が踏んだり・・・ひどい時は門の真ん中にあることも何度か・・・。大変迷惑しているし衛生面でも悩んでいます。飼い主のマナーの問題ですが、看板を立てても前に放置してあるし。どうにもならない問題でしょうか？どこに訴えればよいのかわからず悩み続けています。対策方法があれば是非聞か

せていただきたいし、公共の何かでペットの飼い主へ呼びかけなど出来ないでしょうか？どうぞ宜しくお願い致します。

A 飼い犬の散歩時のフン処理については、「広報くるめ」での特集や飼い犬の登録時の窓口指導、看板作成及びイベントの開催などで啓発に取り組んでおります。しかしながら、一部の心ない飼い主のフンの放置によって、多くの市民の方々が迷惑な思いをしていることも事実です。

久留米市の「飼い犬管理条例」では、飼い犬が、公共の場所や他人の土地を不潔にしたり、荒らしたりすることが無いよう規定し、罰則も設けられております。

フン被害の相談が多数市に寄せられている中、現地調査等は行っており、公園等での糞持ち帰り指導など取り組んでおりますが、誰がフンを放置したかを確認できないケースが多々あり、一部の飼い主へのみ罰則適用することも困難な状況にあります。

これからも、新たに犬を飼う方への登録時での指導や、その他適正飼養の指導、地区環境衛生連合会との協働など積極的に行い、飼い主への自覚とペット飼育マナーの向上など啓発に努めてまいります。

【環境部環境保全室】

市営住宅居住者のペット飼育

Q . 市営住宅などはペットを飼うことを禁止されていると思いますが、実際に犬を2匹飼っている方がいます。ご近所の方がルールを守っているのに、一方では堂々とルール違反をしていることがおかしいと思います。犬など苦手な方も住んでいるんですが、たまに夜など放し飼いでいる時もあり困っています。市には調査や注意を徹底して頂きたいと思っております。噛まれたり怪我をしてからではあまりにも危険です。是非よろしく願います。

A 現状では、市営住宅の入居者がペットを飼っている場合、団地の共用部分にペットを飼うことを禁止する旨の貼り紙をすることで対応しています。

個別にペットを飼っている事実を市で把握した場合は、個別に注意・指導を行っていますが、ルールやマナーを守られない方が一部おられ、周囲の方が迷惑を被っていることがあると認識しています。

今後は、市営住宅条例を整備し、ペットの飼育による迷惑行為に対し、強い態度で臨むことができる体制づくりと準備を進めていく予定です。

ペットの飼育による迷惑行為に対しては、条例の運用によるのみならず、地道な指導も継続して行うことが必要であり、ルールやマナーを守って

いる入居者のご協力も得ながら、より良い居住環境を目指していきたいと考えています。

【都市建設部住宅課】

西鉄久留米駅周辺の放置自転車について

Q . 市政には関係ないかもしれませんが、西鉄久留米駅付近の放置自転車はどうにかなりませんか？これも自転車利用者の問題ですが、岩田屋東側(3号線側)は特にひどく、歩行者1人がやっと通るくらいしか歩道が空いていなくて自転車では通れないときがあります。私みたいな老人はとてきついです。

A 西鉄久留米駅周辺の放置自転車につきましては、「久留米市自転車等の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例」に基づき、同駅周辺を自転車放置禁止区域に指定し、本市委託の自転車街頭啓発員や市職員による自転車放置禁止及び駐輪場利用の啓発を行うとともに、定期的な放置自転車の撤去を行っております。

しかし、街頭啓発員や市職員の監視にも限界があり、また、放置自転車を撤去しても、すぐ空いた路面に新たな自転車が放置されるなど、根本的な解決に至っておりません。

市としましては、自転車利用者のモラル向上と定着が肝要と認識しており、今後も街頭啓発や撤去活動と併せ、自転車利用のモラル向上と駐輪場利用の呼びかけを行い、放置自転車の解消に努めてまいります。

【都市建設部道路課】

【文化・観光・スポーツ】

久留米市の文化振興

Q . 久留米には素晴らしい日本舞踊の先生方もいらっしゃるの、文化的なことにもっともっと力を入れ、小学校で教えたり、会をひらいたり、皆がそれにふれられる機会をたくさん作ってほしい。そうすることで市民の心が豊かになり、とぎすまされていけば「久留米は素敵どころだ!!」「また行きたい!!」と思われるところになると思う。市民一人ひとりが魅力ある市なんてものすごくいいですよ！

A 久留米市の文化事業について貴重なご意見ありがとうございます。

現在、久留米市では、文化の魅力と活力の溢れた都市にしたいと平成17年度に「久留米市文化芸術振興条例」を制定し、平成18年度にはこの条例に基づき「久留米市文化芸術振興基本計画」を策

定いたしました。

この基本計画の中で、「ひとを育てる」という柱があり、子ども達が、日常的に文化芸術に親しむ機会を増やすため、様々な文化芸術事業の実施に子どもの参加を進めるなど、子どもの文化芸術鑑賞を促進する取り組みを行っております。

昨年、平成 19 年 10 月 12 日には、日本の伝統文化・芸術への関心を高める事を目的として、「子どものための日本舞踊鑑賞会～日本のこころを子どもたちに～」と題し、市内の小学校の児童（8 校 約 900 名）が招待され、日本舞踊を鑑賞・体験する会が開催されました。

今後も、久留米市文化芸術振興基本計画に基づき、文化芸術が持つ創造の力によって、「ひと」が輝き、「ひと」が集うまちづくりへ向けた取り組みで文化都市づくりを進めていきます。

【文化観光部市民文化振興課】

観光資源の P R

Q . 若い世代の友人が遊びにきても、十分に楽しめる観光、レジャー施設がない。福岡市や北九州市に追いつくような目玉があれば・・・。現在は筑後川大花火大会のみのような気がする。

以前、他県から遊びにきた友人にどこか案内してほしいと言われました。その時に相談した人から「久留米って何もないよね」と言われました。もっと観光スポット、おいしい店などたくさん CM してください。

A 平成 17 年 2 月に田主丸、北野、城島、三瀬の 4 町と広域合併し、豊かな自然と歴史、文化芸術、伝統工芸、食文化、特産物、祭り、イベントなど多種多様な観光資源のある久留米市になりました。

この魅力ある観光資源を市民を含む多くの皆様に知っていただき、久留米を訪れていただくために、ホームページによる情報発信やマスコミ等への情報提供をはじめ、様々な手段で効果的な情報発信に努めます。

さらに、ほとめき歩き（散策イベント）や筑後川遊覧船など新しい観光メニューについて多くの皆様に知っていただくよう P R に努めていきます。

なお、食に関する情報につきましては、タウン誌やフリーペーパーなどの情報誌やインターネットでもご紹介されておりますので、ご参考にしていただければと思います。

【文化観光部観光振興課】

スポーツ施設の開放

Q . あらゆるスポーツ施設の積極的開放を望みます。特に野球場（久留米、宝満）の平日開いている

のであれば小中学生のスポーツ団体に低料金で貸してほしい。

A 貴重なご意見ありがとうございます。

市内のスポーツ施設につきましては、年間 100 万人以上の方にご利用いただいております。

しかし、市民の皆様へのスポーツ施設に関する情報提供が十分であるとは言えず、今後は、全ての施設において、スポーツ施設の空き状況がいつでも閲覧出来るようなシステムの構築等に取組んでいきたいと思っております。（現在は、一部の施設のみ空き状況を公開しております。）

また、野球場の利用料金につきましては、児童・生徒が利用する場合には、一般の方が利用するよりも低料金で利用できるように設定しております。久留米市野球場の場合は、3 時間で一般が 2,500 円に対し、児童生徒は 1,000 円で利用出来ますので、空き状況を確認のうえ、ぜひご利用下さい。

今後も、市民の皆様が利用しやすいスポーツ施設の管理運営に努めていきます。

【文化観光部体育スポーツ課】